

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の安定的な向上と株主や取引先等のステークホルダーをはじめ、社会一般からも信頼される企業となるべく、法令遵守の徹底とコーポレートガバナンスの充実を経営上の重要な課題と位置づけております。そのために、今後、さらに高度な法令遵守体制の確立、経営環境の変化に適切かつ機動的に対応できる組織並びに全てのステークホルダーに対して公正かつ透明性の高い意思決定プロセスの導入を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【1-2- 招集通知の早期発送】

定時株主総会招集通知の発送については、会社法に定める株主総会開催日の14日前に発送しております。今後は早期発送に努めるとともに、招集通知発送前にTDnetや当社ホームページでの開示を検討してまいります。

【1-2- 議決権の電子行使の採用、招集通知の英訳】

議決権の電子行使を可能とする環境は、今後、海外投資家比率が上昇した際に、必要に応じて検討してまいります。株主総会招集通知についても同様に、海外投資家比率の上昇や株主・投資家からの意見を踏まえて、必要に応じて検討してまいります。

【3-1- 英語での情報の開示・提供】

英語による情報の開示および提供については、海外投資家比率の上昇や株主・投資家からの意見を踏まえて、必要に応じて検討してまいります。

【4-1- 中期経営計画の説明】

当社は、事業環境の変化や新規ビジネスの推進に迅速かつ柔軟な経営判断を行うとともに、株主・投資家に当社の経営方針や財務状況等を正しくご理解いただくために、事業年度毎に事業展開の方針と業績見通しを公表することとしております。

経済環境や事業環境の変化が激しい中で、中期経営計画や中期的な数値目標を公表することは、株主・投資家などに対して当社の経営方針や事業の目的について誤解を招く恐れがあると考え公表しておりません。なお、毎年、取締役会は3年間の中期経営計画を各事業部責任者と協議のうえ、策定しております。また、適宜、経済環境の見通しや事業展開の進捗、対処すべき課題等を勘案して、計画の見直しを行っております。

【4-1- 最高経営責任者(CEO)等の後継者計画(プランニング)の策定・運用】

当社は、経営陣幹部の後継者計画を策定しておりません。経営陣幹部は、知識、経験、能力、人格を勘案して、企業価値向上に資する人物を選定することとしております。

【4-3- 、4-3- 代表取締役の選解任】

当社は、代表取締役の選解任に関する手続について定めておりません。代表取締役の選任については、経営理念の下で事業を推進し、社会の課題を解決することを通じて企業価値を高めることができる豊富な経験と高い見識、優れたリーダーシップ等を有する人物を選定いたします。

【4-10- 任意の諮問委員会の設置】

当社は、任意の独立した指名委員会を設置しておりません。取締役候補者を選任する際においては、取締役会への上程に先立ち、代表取締役社長が社外取締役に対して選任理由を説明するとともに、社外取締役は適切な助言を与えております。

取締役候補者の選任について、社外取締役から適切な助言を得て決定していることから、取締役の指名に関して独立性、客観性並びに説明責任は十分に担保されているものと考えております。

【4-11- 取締役会の実効性の分析・評価】

当社は、2020年2月期に係る取締役会について、取締役会の実効性の分析・評価を行い、その結果の概要を公表する予定であります。

なお、当社は、これまで取締役会全体の実効性についての分析・評価は行っておりませんが、社外役員を含む、各取締役・監査役の意見等に基づき、取締役会の機能向上に努めており、運営について適宜見直してまいりました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【1-4 政策保有株式】

現在、当社は政策保有を目的とした上場株式を保有しておりません。政策保有株式を保有する場合には、投資先企業との取引関係の維持や強化を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上への寄与等を検討し、総合的に判断します。

【1-7 関連当事者取引】

当社は、新たに関連当事者との取引を開始する場合は、事前に取締役会においてその取引の合理性、事業上の必要性及び取引条件の妥当性について十分に検討を行い、取締役会の承認を得ることとしております。

【2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用を行っておりません。

[3-1 情報開示の充実]

()会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

(経営理念)

当社ホームページに掲載しております。

<https://signpost1.com/message/>

(経営戦略、経営計画)

当社は、中期経営計画を公表しておりませんが、事業年度の事業展開の方針を決算説明会資料に掲載しております。

決算説明会資料は当社ホームページIR情報からご覧いただけます。

<https://signpost1.com/ir/>

()本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本コーポレート・ガバナンス報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載しております。

()取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、株主総会で定められた報酬限度額内において、代表取締役が各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額案を起案し、社外取締役に説明し、助言を得た上で決定しております。

なお、当社は、2020年2月期に役員報酬に関する取締役会の諮問機関として、任意の報酬委員会を設置いたしました。今後、同委員会による取締役会への答申を通じて、報酬決定のプロセスの透明性・客観性を高めていく方針です。

()取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部並びに取締役の候補者については、当社の経営理念を理解するとともに、豊富な経験と高い見識、高度な専門性を有する人物を候補とする方針です。また取締役会において、その適任性等を検討し、独立役員の見解を踏まえて指名しております。

監査役候補者については、当社の経営理念を理解するとともに、取締役の業務執行の監査を的確かつ公正に遂行できる能力と企業経営に関する豊富な経験、または高度な専門性を有する人物を候補とする方針です。なお、監査役候補者については、事前に監査役会の同意を得ております。

()取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

新任取締役、新任監査役、社外取締役及び社外監査役については定時株主総会招集通知に選任理由を記載しております。

経営陣幹部が、法令及び定款に違反する、故意・過失により企業価値を著しく棄損したと認められる等、客観的に解任が相当であるとされる場合には、取締役会は社外役員が参加する取締役会で慎重に議論をおこない、経営陣等々の解任を決定しております。

[4-1-1 経営陣に対する委任の範囲]

取締役会は、法令及び定款で定める事項、当社の経営方針や重要な業務執行に関する事項の他、「取締役会規程」並びに「職務権限規程」において決議すべき事項を定めて運営しております。その他の業務執行については、意思決定を迅速化するため「組織規程」、「業務分掌規程」並びに「職務権限規程」等の社内規程に基づき権限委譲を図っております。

[4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、社外取締役の選任にあたり、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立性を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのない事を社外取締役に選定する基準としております。また企業経営における豊富な経験と高度な見識を有し、取締役会に適切な助言を与えることができる人物を選任しております。

[4-11-1 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模]

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む7名の取締役によって構成されております。取締役の選任においては、当社の中長期的な企業価値向上に寄与する豊富な経験と高い専門性、高度な見識と倫理観、優れた人格を備えた人材を選任しております。また社外取締役については、独立した立場で取締役会及び業務執行に対する助言と監督を期待できる人材を選任することで、取締役会全体のバランスを考慮し、取締役会の議論の活性化を図っております。

[4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員との兼任]

取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合は、その兼任が当社の取締役・監査役としての責務を果たすのに影響がないか取締役会で協議しております。なお、取締役・監査役の主な兼任の状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書等で開示しております。

[4-11-3 取締役会の実効性の分析・評価]

上記、「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しております。

[4-14-1 取締役・監査役に対するトレーニング]

当社は、取締役・監査役が、その業務を行うにあたって必要な知識を習得するために、外部研修等の機会の提供や費用等の支援をしております。また、社外役員を含む新任取締役・新任監査役に対しては、選任時に代表取締役が経営理念や事業全般の説明を行い、当社のめざす姿について理解を深めてもらうことで、取締役・監査役就任当初から十分に能力を発揮し、その職責を果たすことができるよう支援しております。

[5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、代表取締役及び取締役コーポレート本部長等が積極的に対話に臨み、経営理念や経営方針、財務情報等について、次の方針のもと、良好で活発なIR活動を展開することとしております。

(1) 取締役コーポレート本部長が株主・投資家等との対話を統括しております。

(2) コーポレート本部内にIR担当者を配置し、適時かつ適正に情報開示を行っております。

(3) 年に2回、投資家・アナリスト向けに決算説明会を開催し、当社ホームページに決算説明会の資料を掲載する等、情報提供の充実に取り組んでおります。

(4) 株主・投資家との対話の結果については、適宜経営陣にフィードバックを行い、経営陣は株主・投資家からの要望や意見、問題意識を共有しております。

(5) 対話の際は、開示済みの内容をもとに対話することによって、インサイダー情報の管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
蒲原 寧	3,265,200	30.29
道しるべ株式会社	1,600,000	14.84
奥井 裕介	1,136,000	10.54
西島 康隆	320,800	2.98
武田 陽三	302,600	2.81
小阪 健雄	260,000	2.41
蓮沼 和彦	258,100	2.39
在賀 良助	186,000	1.73
小原 裕明	123,700	1.15
蒲原 良倫	80,000	0.74

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
植田 俊道	他の会社の出身者													
小林 弘明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
植田 俊道		当社と同氏が取締役を務める会社とは2016年5月より、コンサルティング業務契約を締結していましたが2017年5月解消しております。なお、その報酬額について金額の重要性はないと判断しており、今後、取引を行う予定もございません。	公認会計士として企業会計及びディスクロージャー制度等に関する相当程度の知見を有していることから、社外取締役として当社の経営に有益な助言を頂けるものと判断して選任しております。 また、当社と同氏の間には、特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないことから独立役員に選任しております。

石黒 和彦	他の会社の出身者																			
-------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小松 清			事業法人において、事業本部長として金融システム事業における豊富な経験と監査部長としての経験及び知見を有するため社外監査役として有益な助言を頂けるものと判断して選任しております。 また、当社と同氏の間には、特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないことから独立役員に選任しております。
在賀 良助			経営者としての経験や業界での知見を有するため社外監査役として有益な助言を頂けるものと判断して選任しております。 また、当社と同氏の間には、特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないことから独立役員に選任しております。
石黒 和彦			金融システムに関する高い専門性と会社経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外監査役として有益な助言を頂けるものと判断して選任しております。 また、当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないことから独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株主価値の向上を目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役、従業員の業務向上に対する意欲や士気を高めることを目的としています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役について、総額報酬を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートはコーポレート本部で行っております。取締役会の資料はコーポレート本部より事前に配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明をおこなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会

当社の取締役会は常勤取締役5名及び社外取締役2名で構成されており、代表取締役及び社外取締役を除き、各取締役はそれぞれの部門を掌管しております。毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会には監査役も出席し、経営に関する重要事項や業務執行の決定のための監査機能を確保しております。

(2) 監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、監査役3名で構成されております。

監査役会は毎月1回開催されており、その他、監査役は取締役会や経営会議等会社の重要な会議に出席して、社内の実態を把握するなどして、内部監査や監査法人との連携に努めております。

監査役は取締役の職務執行が法令を遵守しているか否かの観点から、年度監査計画に基づいて監査の実施、取締役会への出席、各取締役との定期的な面談を行うなどして、内部統制の有効性を検証しております。

(3) 経営会議

当社は、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に属する重要事項を協議し、その運営を円滑に行うため経営会議を設置しております。経営会議は常勤取締役及び部長以上の者で構成されており、常勤監査役は任意により出席できるものとしております。毎月1回の定時経営会議のほか必要に応じて随時開催しております。

(4) 報酬委員会

当社は、役員報酬の決定プロセスの透明性・客観性を確保するために、役員報酬に関する取締役会の諮問機関として、任意の報酬委員会を設置しております。

報酬委員会は社外取締役と代表取締役社長で構成されており、委員長を含む委員の過半数を社外取締役が占めることで、報酬決定のプロセスの透明性・客観性を確保しております。当社の報酬委員会は取締役会並びに代表取締役社長に対して、役員報酬の構成を含む役員報酬の方針、役員報酬の決定手続き、株主総会に付議する取締役及び監査役報酬議案並びに各取締役の報酬額等について答申しております。

(5) 執行役員制度

当社は、業務執行の迅速化と機動性の向上を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員には、取締役の指示と監督の下、責任をもって職務を遂行できる有能な人材を登用することとしており、その選任、解任及び担当職務は、取締役会によって決定しております。

(6) 品質管理部(内部監査)

内部監査規程に基づいて、社長直轄の内部監査担当部署である品質管理部(担当者2名)が、当社の業務執行の重要な部分であるプロジェクトの運営の監査(随時)のみならず、これを含む内部統制組織全体の有効性の評価、分析、改善指導を定期的にも実施しております。

それぞれが独立した立場で監査を行うことで牽制機能を果たしており、監査の有効性を高めるため、四半期及び期末決算期においては十分な意見交換を行い日常的な連携を重視し、適宜互いの監査内容の報告をするなど積極的な連携に努めております。

(7) 会計監査人

有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、当該監査法人の監査を受けております。同監査法人及び同監査法人の業務執行社員と当社との間で特別な利害関係はありません。

(8) コンプライアンス推進委員会(情報共有機関)

コンプライアンス規程を制定し、取締役会直轄のコンプライアンス推進委員会を設置して、コンプライアンス体制の構築・維持に努めております。内部監査担当は、コンプライアンス推進委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査しており、これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されております。また、法令上疑義のある行為等について社員が直接情報提供を行う手段として社内内部通報窓口をコンプライアンス推進委員会事務局内に設置しております。

(9) リスク管理委員会(情報共有機関)

当社は、取締役会及びリスク管理委員会を中心に、適宜リスクを検討し、早期発見と未然防止を図っております。また、各部門もリスクを意識しな

がら日常の業務の遂行に努めており、内部監査や監査役監査においてもリスクの可能性を監査記録に残し、適宜改善勧告を行っております。弁護士や税理士など、社外協力者にも必要に応じて助言、指導を受ける体制を整えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は透明性の高い意思決定、機動的な業務執行並びに適正な監査に対応できる体制の構築を図るため、当該体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の発送につきましては、可能な範囲で早期発送に取り組んでおります。 また、株主総会招集通知発送前にTDnetや当社ホームページでの開示を検討してまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日につきましては、他社の株主総会が集中する日を選び、多くの株主にとって出席しやすいと思われる日を設定するよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	機関投資家及び海外投資家比率が高まった場合に、必要に応じて検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家及び海外投資家比率が高まった場合に、必要に応じて検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	海外投資家比率が高まった場合に、必要に応じて検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを明文化し、当社IRサイトへ掲載しております。 https://signpost1.com/ir/policy/index.html/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現在、個人投資家向け会社説明会は開催しておりませんが、実施を検討しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算と第2四半期決算の発表後に収容人数100名規模の会場で、代表取締役社長やIR担当役員による投資家・アナリスト向けに説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR情報ページを設け、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料および適時開示資料等を掲載しております。 https://signpost1.com/ir/index.html/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: コーポレート本部 IR担当役員: 常務取締役コーポレート本部長 西島 雄一	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対して、適時適切な情報提供が重要であると考えております。決算説明会・会社説明会の実施や、当社ホームページへの資料の掲載を通じて、積極的な情報提供を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役及び社員に期待する行動指針の一つとして内部統制基本方針を定めて周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成しております。

内部統制基本方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

[a. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制]

コンプライアンス上の諸規程を当社の行動規範とし、取締役及び社員に対し定期的に実施する研修等を通じて、法令及び社会倫理の遵守をすべての企業活動の前提とすることを徹底する。

コンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を責任者とするコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な事項を審議し、その結果を取締役に報告する。

コンプライアンス推進委員会事務局の担当取締役を任命する。当該担当取締役の下、コンプライアンスを統括するコーポレート本部は、コンプライアンス体制を整備、維持する。また、内部監査担当部署である品質管理部は、その実施状況、有効性等を監査する。

法令違反、社会倫理上疑義のある行為等について、社員が直接コンプライアンス推進委員会に情報提供を行う手段として内部通信窓口を設置、運営する。

[b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制]

取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む。)については、関連資料とともに保持、管理するものとし、必要に応じて少なくとも10年は、閲覧可能な状態を維持する。

[c. 損失の危機の管理に関する規定その他の体制]

全社的なリスク管理推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にリスク管理委員会を設置し、委員長は代表取締役社長とする。

リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を制定し、リスク管理の実効性を高めるための諸施策を実施し、また、リスク管理の状況を定期的にモニタリングする。

リスクの現実化に伴う危機に備え、緊急時対策、損害拡大防止策、復旧対策及び再発防止策を内容とする災害対策手順書を制定し、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小化に努める。

[d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制]

取締役会による経営計画の策定、経営計画に基づく各業務担当取締役による事業部門毎の業務目標と予算の設定、及び月次・四半期業績管理の実施を内容とする経営管理システムを適切に運用して、取締役の職務執行の効率化を図る。

取締役会決議事項以外の重要な事項については、経営会議により協議を行った後、担当取締役が執行することにより意思決定の迅速化を図る。

取締役会の決議に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及び責任、執行手続の詳細について定め、業務の効率的運営及びその責任体制を確立する。

[e. 財務報告の適正性を確保するための体制]

金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行う。

当社の各部門は、自らの業務遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

[f. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項並びにその社員の取締役からの独立性に関する事項]

監査役の求めに応じて監査役の職務を補助すべき社員を置く。当社社員の人事異動及び人事考課については、監査役の同意を得る。

[g. 取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制]

取締役及び社員は、当社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査役に報告するものとする。また、これにかかわらず、監査役は、必要に応じて取締役又は社員に報告を求めることができる。報告の方法については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

[h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制]

適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行を図るため、代表取締役との定期的な意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力排除宣言」において、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、また不当要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規定の整備状況

当社では、「反社会的勢力排除に関する規程」を定め、全役職員が本規程を遵守し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

(b) 対応統括部署及び不当要求防止責任者

反社会的勢力排除の主管部門は、コーポレート本部とし、コーポレート本部長をその責任者と定めております。反社会的勢力による不当要求が発生した場合は、当該コーポレート本部を対応窓口とし、所轄警察署や暴力追放運動推進センターなどの外部専門機関との連携等が図れるような体制を構築しております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

(イ) 新規取引先・株主・役職員について

当社は、全ての役員登用時、新規顧客との取引時、株主に対して下記の通りに反社会的勢力排除に向けた調査を行っており、当社の特別利害関係者、株主及び取引先等は反社会的勢力との関係はありません。

・役員登用時に関係各所からのヒアリングや、日経テレコンを利用して調査を行います。

・新規取引開始に当たり日経テレコン及びgoogle検索を利用して調査を行います。また、新たに契約書を締結する場合には契約書に取引先が反

社会的勢力等と関わる企業、団体等であることが判明した場合には契約を解除できる旨の排除条項を盛り込んでおります。
・新規に株主になってもらうに当たり関係各所からのヒアリングや、日経テレコンを利用して調査を行います。

(ロ) 既存取引先等について

既存取引先に対しては、原則として年に1度、継続取引先で前回調査実施から1年以上経過している取引先について、日経テレコンを利用して調査を行っております。

(ハ) 既存取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

(d) 外部の専門家との連携状況

当社は、暴力追放運動推進センターの会員であり、日常の情報収集や緊急時の対応のため、所轄警察署や暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連絡を密にして、情報交換、指導、支援が受けられるように連携体制を保持しております。

(e) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、主管部門であるコーポレート本部に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

(f) 研修活動の実施状況

当社は、定期的に少なくとも年1回、役員及び全社員に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

その他

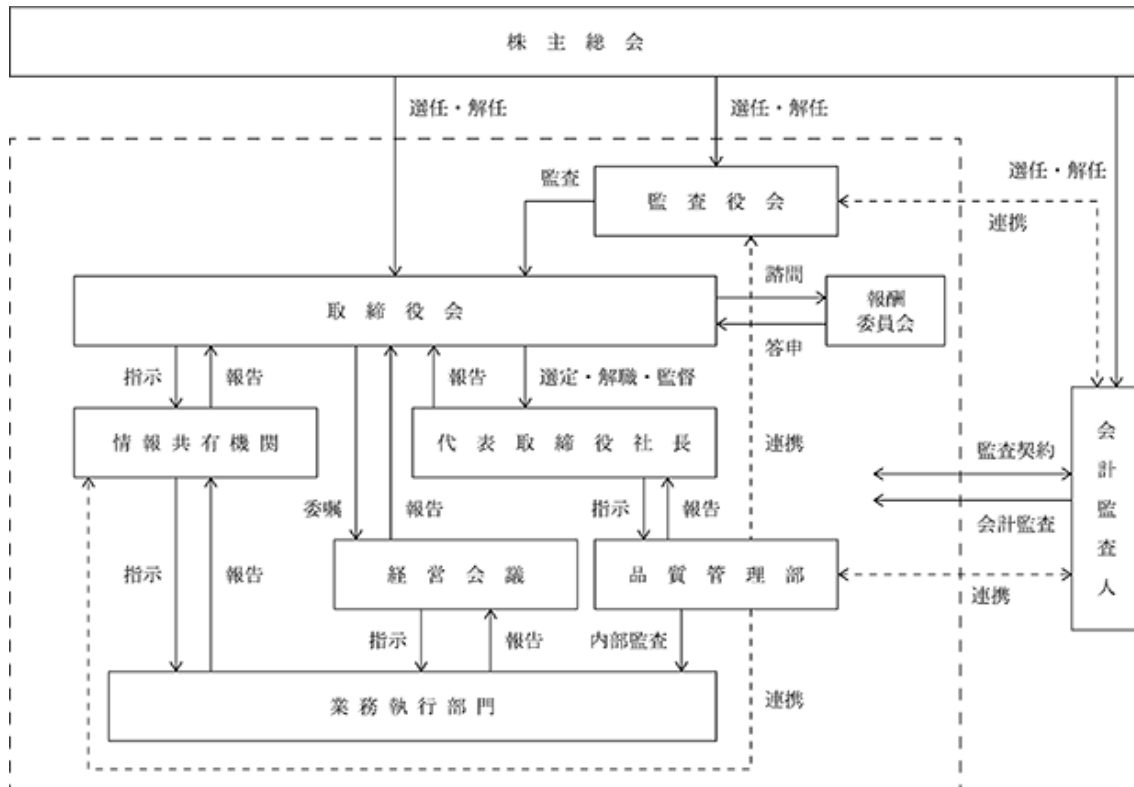
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

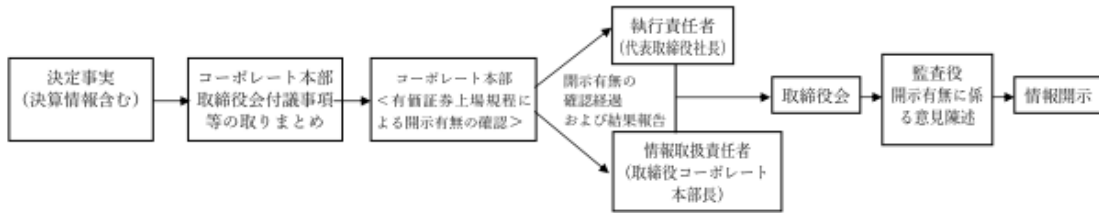
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新



※情報共有機関…リスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会

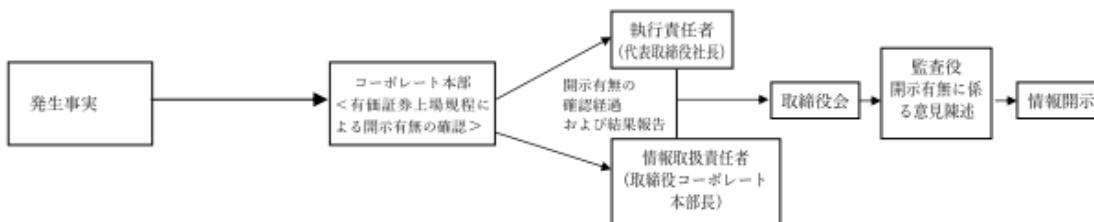
【適時開示体制の概要(模式図)】

<決定事実に関する情報>

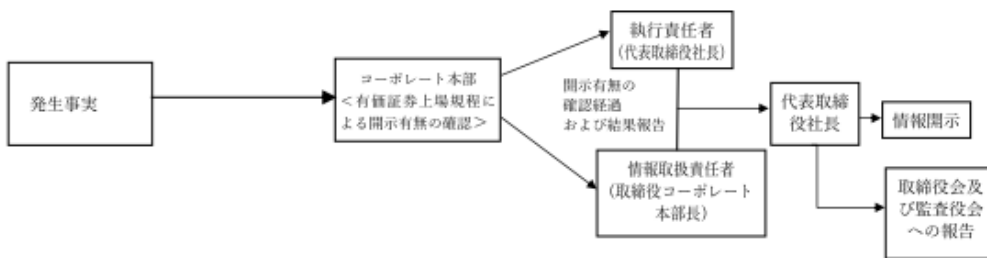


<発生事実に関する情報>

■通常時



■緊急時



<決算に関する情報>

コーポレート本部は、決算開示資料を作成し、取締役会の承認を得て、決算短信・四半期決算短信を期末日後 45 日以内に公表できる体制を構築しております。